

向精神薬の適正使用と過量服用防止のお願い

平成 22 年 12 月 1 日

日本うつ病学会
日本臨床精神神経薬理学会
日本生物学的精神医学会
日本総合病院精神医学会

1. はじめに

毎年、12月1日は「いのちの日」です。これは、厚生労働省「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）」における自殺予防活動の一環として、心の健康問題に関する正しい理解の普及・啓発を行う目的で提案され、平成14年に自殺防止対策有識者懇談会で正式に決定されたものです。今回、日本うつ病学会、日本臨床精神神経薬理学会、日本生物学的精神医学会、日本総合病院精神医学会は、「いのちの日」にあたり、国民の健康を願い、より質の高い精神科医療の実現に向けて、向精神薬を処方する医師の皆さまに対し、薬剤の適正使用と過量服用防止に関する注意喚起を行うと共に、関係各位にご理解とご協力を求めることといたしました。

2. 向精神薬の適正使用について

うつ病をはじめとする精神障害に対して適切な治療が行われることは、国民全体の健康促進の観点からきわめて重要です。適切な治療とは、医療を受けるべき人に対して、過不足のない十分な医療が提供されることに他なりません。しかし残念ながら、過小診断・過小治療の問題は十分には解決されておらず、適切な診断が行われないまま苦痛が続いている方や、治療手段の重要な柱である薬剤の種類・用量が不適切なために十分な改善に至れない方が少なくありません。

一方、一部では不適切な多剤大量処方が行われているという問題もあり、向精神薬等の適切な使用について国民の関心が高まっております。向精神薬のなかでも、特に抗うつ薬の適正使用については、「SSRI/SNRI を中心とした抗うつ薬適正使用に関する提言」（日本うつ病学会：平成 21 年 10 月 30 日）の中で、処方に際しての注意点を以下の通り示しております。抗うつ薬の適正使用のため、再度ご確認くださいませますようお願いいたします。

抗うつ薬処方時の注意点

- (1) 用量：一般的な注意点として大量投与は避ける
- (2) 用法：原則通り、漸増法、漸減法で行うこと
- (3) 投与初期（1～2 週間）および増量あるいは変更時には、よりきめの細かな観察（通院間隔を短くするなど）を行うことは当然であるが、この時期に限らず、投与前に比して、焦燥感、激越、イライラ感、攻撃的態度などが見られる場合には、投与の継続の可否や鎮静作用のある薬剤の併用などを含め再検討する。
- (4) 双極性障害の診断が明確になった場合には、原則として、気分安定薬を主剤とし、抗うつ薬を単独で投与しない

3. 向精神薬の過量服用防止について

四学会は、向精神薬の過量服用防止を重要な課題と考えております。精神障害の治療では、自殺念慮の有無などを適切に評価したうえで、自殺傾向が認められる患者に向精神薬を処方する際には、患者それぞれの状況を踏まえて、投与日数や投与量、服薬状況などに注意を払うこと、適切な心理社会的アプローチを併用すること、家族らによる処方薬管理や入院加療などを考慮することが大切です。

しかしながら、過量服薬の背景にはうつ病をはじめとする自殺念慮を示す精神障害の存在があります。向精神薬の過量服用防止を意識するあまりに、適切な医療がそれを必要とする患者に提供されない状況も好ましくありません。患者の状態や薬物反応性の差により、適正な処方量は変わります。過量服用を必要以上に危険視する結果、向精神薬の適正量が十分な期間処方されないことが起これば、精神障害の治療が適切に行えなくなります。

また向精神薬の併用が有用な場合もあり、複数薬剤の併用処方が全て不適切であるとは言えないことも事実です。しかし合理的な複数薬処方が必要な場合があるからといって、向精神薬等の過量服用の背景として指摘されている不適切な多剤大量処方が正当化される訳ではありません。

以上のことを踏まえ、向精神薬を処方する医師の皆さまには、薬剤のさらなる適正使用に努めて頂きたいと思います。また、薬剤師、看護師、医療心理技術者、精神保健福祉士、保健師などの医療保健サービス提供者の皆さまにおかれましては、向精神薬の適正使用と過量服用防止に、より一層のご協力を頂きますよう、重ねてお願いいたします。

4. おわりに

向精神薬の過量服薬を防止するためには、抗うつ薬の適正使用をはじめとする精神科医療の充実や、うつ病などの精神障害対策研究、自殺予防対策研究をさらに推進することが必要です。四学会は、国民の健康を願い、より質の高い精神科医療の実現に向けて、他の関連学会・団体等と共同で、以下の事柄に取り組む所存です。

- 1) 向精神薬の過量服用の背景として指摘されている不適切な処方が安易になされることがないように取り組みます。
- 2) 精神科診療に関わる全ての医療保健サービス提供者が、過量服用の危険性を含め、向精神薬の適切な使用方法を正しく習得できるよう、卒前・卒後教育や研修活動の充実に取り組みます。
- 3) 過量服薬の背景にあるうつ病などの精神障害対策研究、自殺予防対策研究のさらなる推進に取り組みます。

以上、よろしくご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

(参考資料)

日本うつ病学会抗うつ薬の適正使用に関する委員会「SSRI/SNRI を中心とした抗うつ薬適正使用に関する提言」(平成 21 年 10 月 30 日)

<http://www.secretariat.ne.jp/jsmd/koutsu/pdf/antidepressant%20.pdf>

日本生物学的精神医学会、日本うつ病学会、日本心身医学会、日本精神神経学会「うつ病対策に関する関連学会共同宣言」(平成 22 年 5 月 22 日)

http://www.secretariat.ne.jp/jsmd/img/100522_1.pdf

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知「向精神薬等の過量服薬を背景とする自殺について」(平成 22 年 6 月 24 日)

http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jisatsu/jisatsu_medicine.html

厚生労働省自殺・うつ病等対策プロジェクトチーム「過量服薬への取組～薬物治療のみに頼らない診療体制の構築に向けて～」(平成 22 年 9 月 9 日)

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T101005Q0010.pdf>

厚生労働省医薬食品局総務課長通知「向精神薬等の処方せん確認の徹底等について」(平成 22 年 9 月 10 日)

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T101006I0020.pdf>